

高福 1113 号
平成 30 年 3 月 30 日

各高齢者施設 }
各介護保険事業所 } 管理者様

神奈川県保健福祉局福祉部
介護サービス担当課長
(公 印 省 略)

高齢福祉分野における施設基準条例施行規則等の公布について（通知）

日ごろから、介護保険制度の適正な運営に御尽力いただき、誠にありがとうございます。

さて、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成 29 年法律第 52 号）及び「介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令」（平成 30 年厚生労働省令第 30 号）の公布に伴い、並びに「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」（平成 30 年厚生労働省令第 4 号）及び「介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」（平成 30 年厚生労働省令第 5 号）により指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等が改正等されたことに伴い、県では次の 7 規則を公布しましたので通知します。

各高齢者施設及び介護保険事業所におかれては、改正後の規則の規定に従った適正な事業の運営を行うようお願いいたします。

1 公布した規則

- (1) 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則
- (2) 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則
- (3) 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則
- (4) 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則
- (5) 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

- (6) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則
- (7) 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

2 公布日及び施行日

- (1) 公布日 平成30年3月27日及び平成30年3月30日
- (2) 施行日 平成30年3月27日及び平成30年4月1日

3 規則等掲載場所

介護情報サービスかながわ

→ 書式ライブラリー

→ 7. 条例・解釈通知等

→ 高齢福祉分野における施設基準条例施行規則等の公布について
(H30.4.1)

(<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=923&topid=9>)

問合せ先

電話045-210-1111 (代表)

【特別養護老人ホーム・短期入所生活介護（介護予防サービスを含む。）について】

高齢福祉課福祉施設グループ

内線 4851～4854

【特定施設入居者生活介護・短期入所療養介護（それぞれ介護予防サービスを含む。）・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院について】

高齢福祉課保健・居住施設グループ

内線 4856～4859

【上記を除く居宅サービス（介護予防サービスを含む。）について】

高齢福祉課在宅サービスグループ

内線 4840～4843